

新潟県住生活マスタープランの改定について

1 新潟県住生活マスタープランについて

- ・ 新潟県住生活マスタープランは、県民の住生活の質の向上を目的に平成 20 年 2 月に策定され、住生活政策の基本的な方針や目標を掲げるとともに、県内の地域特性や実情に応じた施策の目標、具体的な施策などを定めている。

現行マスタープランは令和 4 年 10 月に改定したもので、令和 12 年度までの計画期間となっている。

2 位置づけ

- ・ マスタープランは、県政運営の基本となる「新潟県総合計画 ～住んでよし、訪れてよしの新潟県～」の政策目標の達成に向けて、住生活の視点から基本的な方向性を示すプランとして位置づけている。
- ・ また、このマスタープランは、住生活基本法に基づいて定める新潟県の住生活基本計画となっている。

3 評価及び改定の必要性

- ・ マスタープランは、目標の達成に向けて的確に施策を推進するため施策評価を実施するとともに、社会経済情勢の変化への対応、上位計画である「新潟県総合計画」や「国の住生活基本計画（全国計画）」との整合を図るため、県民の声や有識者による専門的な意見を取り入れ、必要な見直しを行うこととしている。
- ・ 加速化する人口減少や高齢化へ対応した住環境の整備、頻発・激甚化する自然災害に対して安全な住宅地の形成、増加する空き家の適切な管理・除却・利活用の推進、良質な住宅ストックの形成と循環などへの対応が急務となっている。
- ・ 新潟県総合計画は、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」の基本理念のもと、「安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟」「地域経済が元気で活力のある新潟」「県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟」を 3 つの大きな方向とし、6 つの将来像を掲げている。
- ・ 国の住生活基本計画は、令和 8 年 3 月に改定され、2050 年に向けた住宅政策の方向性として、「市場機能の進化によるストック価値の最大化」、「人生 100 年時代の住生活基盤の再構築」の 2 つの基本的な方針を打ち出し、「住まうヒト」「住まうモノ」「住まいを支えるプレイヤー」の 3 つの視点から 11 の目標を掲げ、総合的な施策の推進を図ることとしている。
- ・ 以上の、社会情勢の変化、新潟県総合計画、国の住生活基本計画との整合を図るため、このたび改定を行うものである。